

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
その翌日
に於て)

目次

国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
結核予防法による指定医療機関の取消
結核予防法による医療機関の指定
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の認可
とう精業者の登録
米飯提供業者の登録
土地の用途廃止
建築基準法施行規則による道路の位置の指定

選挙管理委員会の招集

公安告示
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
昭和四十一年十月鳥取県告示第五百六十九号中訂正

告示

鳥取県告示第六百二十六号
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市吉方八一四 荒木 次子
- 2 鳥取市東品治町一〇の一三 西田 シズ子
- 3 鳥取市瓦町 千楽アパート 堀江 八重子

鳥取県公安委員会告示第四十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十五日

鳥取県公安委員会委員長 沢 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年十一月二十四日 午前十一時から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内

鳥取県公安委員会委員室(県庁七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市良田三九九 山根 庸夫
- 2 鳥取市大畑三一 福政 康之助
- 3 鳥取市中砂見四七八・四七八の一 山田 兼蔵
- 4 鳥取市瓦町一五の五 河越 功
- 5 鳥取市白兔六一六 松本 久義
- 6 鳥取市吉方八一二 松島 豊
- 7 鳥取市吉方二区八〇七の三 福田 竺男
- 8 八頭郡若松町大字糸白見二四 樫村 敦司

- 9 八頭郡若松町大字吉川一七四 尾崎 清俊
- 10 八頭郡河原町大字曳田一六〇の一 鳥越 博行
- 11 八頭郡河原町大字本鹿一一〇 田淵 裕
- 12 八頭郡家町大字殿四五一 石坂 衛
- 13 八頭郡家町大字郡家二〇四 井上 正吾
- 14 八頭郡八東町大字新興寺六一一 小林 肇
- 15 八頭郡八東町大字中三三五 坂本 清
- 16 八頭郡船岡町大字船岡九一〇の一 田村 春治
- 17 八頭郡智頭町大字智頭一五三九の三 大久保 善夫
- 18 八頭郡智頭町大字岩神二八五 岡本 美佐男
- 19 八頭郡高気町大字奥沢見九二 中本 一信
- 20 八頭郡鹿野町大字鷲峯八六四 田中正 人
- 21 八頭郡青谷町大字奥崎一九二 谷尾 義人
- 22 八頭郡青谷町大字楠根二八一 倉本 房男
- 23 倉吉市大宮一〇一の一 岡本 考高

を、検査取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥取医 一三三〇 山本 貞寿 昭和四十一年十一月四日

鳥取県告示第六百二十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第五項の規定により、次のとおり指定医療機関を取り消したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

取消年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和四十一年十月十日 滝川 医院 境港市日出町九六

鳥取県告示第六百二十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開 設 者
昭和四十一年十月二十六日 滝川 医院 境港市日出町九六 滝川 一尚

鳥取県告示第六百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、南谷土地改良区の定款の変更を昭和四十一年十一月十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第六百三十号

昭和四十一年十月十一日付けで気高郡気高町から申請のあつた土地改良(単線農道)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

登録番号 登録年月日 氏 名

鳥振第四号 四四一、一〇、二一 鳥取米穀企業組合理事長 井上 安栄 鳥取協同精米工場 鳥取市吉方七八九 鳥取市吉方二〇四の一

鳥取県告示第六百三十二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

登録番号 登録年月日 氏 名 名 称 所 在 地
鳥振第二五四号 昭四一、一〇、一八 竹中 浪子 新江戸ッ子寿し 鳥取市川外大工町八九の四 住所に同じ。

鳥取県告示第六百三十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

登録番号 登録年月日 氏 名 名 称 所 在 地
鳥振第二五五号 昭四一、一一、四 林 糸枝 すきやき はやし 鳥取市本町二丁目二八 住所に同じ。

鳥取県告示第六百三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十一月十八日から用途廃止した。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

場 所 面 積 用 途
平方メートル 道路敷

鳥取市丸山町二四八番七地 二二・二〇
境港市桜町字上小堀一四五番二地先 一七五・二六

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年十一月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 気高町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおり精業者の登録をしたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

所 在 地
鳥取市吉方七八九 鳥取市吉方二〇四の一

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

所 在 地
鳥取市川外大工町八九の四 住所に同じ。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

所 在 地
鳥取市本町二丁目二八 住所に同じ。

下大陣場一四六〇番地先 三三・四七

鳥取県告示第六百三十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十一月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市安倍八	米子市上後藤字鴨谷三六八の一八	幅員 四メートル
三吉 栄	旗ヶ崎字長瀬谷一七〇の七	延長 一六一・六メートル
	上後藤字鴨谷三六八の一七地	
	先藤道	

鳥取県告示第六百三十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十一月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

申請人の住所及び氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

鳥取市今町一 鳥取市田島字埋立六八二の一の一部 幅員 四メートル

竹内照佐男 " 六八三の一の一部 延長 四八・四メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和四十一年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一日時 昭和四十一年十一月二十二日 午後一時三十分

二場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会委員室

三議題 鳥取県知事の選挙結果について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十七号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 政

1の項中

同区間午前八時から午後九時までは大型自動車通行を禁止する。

を 右 同 に改める。

2の項中

市道立町三、四丁目通り線米子市立町三丁目一、九番地地先から同市立町三丁目一、九番地地先までの間

を

市道立町二、立三線米子市立町三丁目一、九番地地先から同市立町三丁目一、九番地地先までの間

に改める。

3の項中

県道大山御机線 日野郡江府町大字吉原字輪手六番地地先から同郡海口町大字内字水原一〇六七番地の大地先までの間

三、〇〇〇メートル

右 同

を

県道大山御机線 日野郡江府町大字吉原字輪手六番地地先から同郡海口町大字内字水原一〇六七番地の大地先までの間

五、六〇〇メートル

右 同

に改める。

県道大山御机線 西伯郡大山町大字九番地地先から日野郡江府町大字御机字三階平四二九番地の二地先までの間 <td>五、六〇〇メートル <td>四〇キロメートル <td>先の大正四二九番地の二地先から日野郡江府町大字御机字三階平四二九番地の二地先までの間 </td></td></td>	五、六〇〇メートル <td>四〇キロメートル <td>先の大正四二九番地の二地先から日野郡江府町大字御机字三階平四二九番地の二地先までの間 </td></td>	四〇キロメートル <td>先の大正四二九番地の二地先から日野郡江府町大字御机字三階平四二九番地の二地先までの間 </td>	先の大正四二九番地の二地先から日野郡江府町大字御机字三階平四二九番地の二地先までの間
県道大山御机線 日野郡江府町大字吉原字輪手六番地地先から同郡海口町大字内字水原一〇六七番地の大地先までの間 <td>三、〇〇〇メートル <td>四〇キロメートル <td>先の大正四二九番地の二地先から日野郡江府町大字御机字三階平四二九番地の二地先までの間 </td></td></td>	三、〇〇〇メートル <td>四〇キロメートル <td>先の大正四二九番地の二地先から日野郡江府町大字御机字三階平四二九番地の二地先までの間 </td></td>	四〇キロメートル <td>先の大正四二九番地の二地先から日野郡江府町大字御机字三階平四二九番地の二地先までの間 </td>	先の大正四二九番地の二地先から日野郡江府町大字御机字三階平四二九番地の二地先までの間

5の項中

米子市中町無番地地先

大野節子方前

を

米子市東倉吉町三〇番地地先

に改める。

6の項中

市道東町通り線 米子市法勝寺町一
三番地地先から同市法勝寺町一
五番地地先までの間

市道東町通り線 米子市東町一〇五
番地地先から同市法勝寺町四番地
地先までの間

市道立町三・四丁目通り線 米子市
雅町一丁目二五番地地先京橋から同
市立町四丁目一九一番地地先までの
間

市道米子福原線 米子市法勝寺町一
三番地地先から同市法勝寺町一
五番地地先までの間

市道東町通り線 米子市東町一〇五
番地地先から同市法勝寺町四番地
地先までの間

8の項中

明治町五七番地地先十字路

明治町一八番地地先十字路

上福原一、五二八の一番地地先

上福原一、五二八番地地先

9の項中

県道大山御机線 西伯郡大山町大
山字御机奥九二番地地先

県道大山御机線 西伯郡大山町大
山字御机奥九五番地地先

に改める。

正誤

昭和四十一年十月鳥取県告示第五百六十九号(土地改良事業計画の設定
について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁段 行 誤 正
一 下 終わりから三 大栄町役場 岩美町役場

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
その翌日の翌日)

告示 健康保険法による保険医の登録
保安林の指定の解除

解除予定の保安林にする旨の通知
種番証明書の書換交付
土地の立入りの許可
道路の区域の決定
道路の供用の開始
鳥取県有料道路三朝高原道路の料金の徴収事務を行なう
時間

告示

鳥取県告示第六百三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に
より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の
指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令
第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号及び番号 登録年月日
山本 貞寿 日野郡日南町生山五 鳥医一、二三〇 昭和四十一年
十一月四日

鳥取県告示第六百三十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定に
より、次のように保安林の指定を解除する。
昭和四十一年十一月二十二日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 解除に係る保安林の所在場所
西伯郡名和町大字名和字東長者原五五五の一(次の図に示す部分に限
る。)
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び名和町役
場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法
(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗